

平成26年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年11月7日(金曜日)午後3時30分から午後4時22分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第65号) 平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第 2 (議案第66号) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 3 (議案第67号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 4 (議案第68号) 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 5 (議案第69号) 相模原市行政手続条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小野澤 敦 夫 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 小 山 秋 彦

教育局参事 兼教育総務室長	鈴木英之	教育総務室 担当課長	杉山吏一
教育総務室 総括副主幹	岡本達彦	教育総務室主査	濱陽子
教育総務室主任	秋山雄一郎	教育総務室主任	田村雄一
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	小森豊	生涯学習課 担当課長	島田欣一
スポーツ課長	菊地原央	スポーツ課 総括副主幹	江濱信
スポーツ主査	橘田勝宗		
事務局職員出席者 教育総務室主査	萩生田成光	教育総務室主事	齋藤竜太

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、永井と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

永井委員長 本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、認めることといたしました。

平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 6 5 号、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第 6 5 号につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係ります予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意をいたしたく提案するものでございます。

平成 2 6 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書 No. 2 の方をご覧いただきたいと存じます。こちらの 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

まずはじめに、1 2 月補正予算、No. 2 の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額 2, 5 9 8 億 8, 2 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 4 億 5, 4 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 6 0 3 億 3, 6 0 0 万円とするものでございます。

1 4 ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」につきましては、3,600万円の増額で、補正予算全体に占める割合は、7.9%でございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、7.3%で、構成比に変化はございません。

続きまして、教育委員会所掌に係ります補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

32ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項25 市民体育費」、「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の(仮称)城山湖グラウンド施設整備事業につきましては、城山湖野球場の拡張整備にかかわります用地購入に要する経費として、3,600万円を計上するものでございます。

引き続き、関連する歳入につきましてご説明を申し上げます。

大変恐れ入ります、22ページをご覧いただきたいと存じます。

下段でございます。「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」、「節25 体育施設整備債」につきましては、説明欄1の一般単独事業債の増額を見込むものでございます。

大変恐れ入ります、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4表でございます。地方債補正でございますが、上段の教育債、体育施設整備費でございますが、先ほどご説明を申し上げました一般単独事業債の増額を見込むものでございます。

以上で、議案第65号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 今回の議案につきましては、公有財産の購入費ということで、城山湖グラウンド施設整備事業ということですが、補正に至った背景について、簡単にご説明をいただけますでしょうか。

菊地原スポーツ課長 今回の補正でございますけれども、今回、購入を予定しております土地についてですが、城山湖グラウンドには、現在、第一グラウンド、第二グラウンドの2つグラウンドがございまして、その隣接地になります。従来、旧城山町内には、原宿グ

ラウンドと申しまして、少年野球が3面ほど使えるグラウンドがございましたが、地権者が土地を売却するということになりまして、その代替えとなるグラウンドのあり方を検討してきた経過がございます。今回購入する土地につきましては、もともと神奈川県企業庁が持っていた土地でございますが、さがみ縦貫道路の公共残土の捨て場を一方で探している状況にあり、たまたま昨年度、その公共残土の捨て場をかねて、グラウンドを整備してはどうかということで話がまとまったものでございます。

スケジュールといたしましては、昨年度から当該地の埋め立て工事を行ってまいりまして、今年の6月にその造成工事が完了いたしました。今年度、神奈川県企業庁から相模原市が用地を購入いたしまして、来年度、グラウンドとして整備をするという予定でございます。

以上でございます。

永井委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

田中委員 今、城山湖グラウンドの説明の中で、第一グラウンド、第二グラウンドというご説明があったのですけれども、今回、残土の捨て場をかねてということですが、新たに整備される施設には、どんな計画が立てられているのかということをお教えいただきたいのですけれども。

菊地原スポーツ課長 もともと野球場として利用している場所でございますけれども、今回も野球の利用を想定しておりまして、両翼が約58mほどでございます。正式なグラウンドというよりは、少年野球が利用できる程度のグラウンドでございます。来年度、1年かけて整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

小野澤教育局長 今の経過について、ちょっとご説明を補足させていただきます。

先ほどスポーツ課長の方からご説明しましたように、原宿グラウンドについては、地権者の意向で売却という話があり、このことについては教育委員会でも報告をさせていただきました。そうした中で、地域の方から、ぜひその代替えを同区内にという声があり、教育委員会としてもいろいろと検討してきた経過がございました。そうした中でたまたま、さがみ縦貫道工事に伴って生じた残土の捨て場を兼ねて、グラウンドとして活用することになったというのが今回の経緯でございます。

大山委員 原宿グラウンドについては、以前から、この教育委員会でお話が出ていたが、私の記憶ですと、野球場としての利用率が非常に高かったので、地元の方々は新しい野球場を希望されたと思うのですが、今度の城山湖のグラウンドについて、どのくらいの利用が見込めるか、その辺の試算等はございますでしょうか。

菊地原スポーツ課長 特に、試算はまだしてございませんが、先ほども答弁をさせていただきましてとおり、原宿グラウンドでは3面利用できています。特に、土日はフルに使っているような状況にございます。一方、今回、整備するのは1面ということになりますので、かなり利用率的には高くなると思いますし、3面あったところが1面になってしまいますので、その分をほかの野球場、あるいは学校の校庭等で補わなくてはならないのかなと考えているところでございます。

永井委員長 よろしいでしょうか。

大山委員 はい。

永井委員長 他に質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第65号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程2、議案第66号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第66号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、市長において、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、学校医等、教育委員会に係る事項につきまして、市長から意見を求められたため、

これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入ります、12ページの議案第66号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の(1)第1条関係の条例で、職名及び報酬額を規定する特別職職員の範囲の整理についてでございますが、相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、条例で職名及び報酬額を規定する非常勤の特別職職員の範囲を、法令または条例に設置根拠がある職とするものでございます。

これに伴いまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条を設置根拠としていることから、条例により職名及び報酬額を規定するものでございます。

恐れ入ります、議案の6ページをご覧いただきたいと存じます。

別表第1の22及び23の項でございますが、従来、規則で定めてございました学校医、学校歯科医の報酬を、月額2万5,000円を超えない範囲で教育委員会が規則で定める額とする。ただし、健康診断を行った場合は、健康診断を行った児童・生徒及び幼児の人数に200円を乗じて得た額を当該規則で定める額に加算して得た額とし、さらに、24の項、学校薬剤師につきましては、月額2万1,000円と定めるものでございます。

恐れ入ります、また12ページ、参考資料にお戻りいただきたいと思っております。

博物館長につきましては、博物館法第4条を設置根拠としており、従来、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定しておりましたが、現在は常勤の一般職を配置しており、今後も非常勤特別職の配置の見込みがないことから、非常勤特別職の規定から削除するものでございます。

次に、(2)第2条関係の公民館長の報酬額の改定についてでございますが、青根公民館、沢井公民館、牧野公民館及び佐野川公民館の館長の報酬額は、合併に伴う経過措置の中で、合併後も旧町の条例の報酬額のまま現在に至っておりますが、報酬に係る特例の期間を平成27年3月31日までの間とし、同年4月1日以降の報酬額を月額1万円とするものでございます。

恐れ入ります、また議案の6ページをご覧いただきたいと存じます。

別表第1の26の項でございますが、公民館長は月額5万円でございます。

さらに議案の10ページをご覧いただきたいと存じます。

この10ページの中段にございますとおり、5万円の次に、ただし、青根公民館、沢井公民館、牧野公民館及び佐野川公民館の館長にあつては、1万円を加えという改正をする

ものでございますが、この報酬額につきましては、公民館事業や他の公民館との連携のための会議など、公民館長としての業務が増加していることから、当該業務の実態に即した報酬額の設定といたしました。恐れ入ります、再度、関係資料12ページをご覧くださいと存じますが、その表の中、青根公民館長は、年額3万2,300円から月額1万円に、沢井公民館、牧野公民館及び佐野川公民館の館長につきましては、年額3万3,600円から月額1万円に改定するものでございます。

なお、本条例の施行期日でございますが、学校医、博物館長等に係る規定につきましては、公布の日から、(2)の第2条関係に係る規定につきましては、平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 改正にかかわる背景にある考え方を簡潔に教えていただければと思います。

鈴木教育総務室長 本市では、条例等整備方針というのを設けまして、市民に対してわかりやすく、説明責任が果たせるような条例の見直しを進めております。今回、この非常勤特別職職員の報酬等に関する規定につきましては、この個名の職名及び報酬額を規定する非常勤特別職を法令または条例を設置根拠とする職に限定させていただいております。ですから、教育委員会の委員等につきましても、地方自治法の設置根拠に基づいて、この条例の対象となっていると。

なお、この条例以外のものにつきましては、規則において個別の職名、報酬額を規定するものでございますが、あくまでもこの条例以外のものについては、規則等で定めるものでございます。

田中委員 公民館長の方の改正なのですけれども、報酬の改正で、改正の理由として、公民館長としての業務が増加していることから、当該業務の実態に即したとなっているのですが、実際にはどの程度の時間数を設定されているのか、また、同じく月額5万円の根拠ということについても教えていただきたいのですが。

小森生涯学習課長 公民館長の報酬についてでございますが、今、教育総務室長の方から説明がありましたように、いろいろと会議が増えているということがございます。例えば合併前になかった市公民館の連絡協議会というのが年6回あります。それから、市公民館

連絡協議会のブロック会議というのがございまして、こちらも年6回ございます。それから、館長研修ですとか視察研修会ですとか、そういった研修の回数も、1回だったところが2回に増えていたりとか、あと県主催の公民館大会といったものも、今まで2回だったものが3回になったりしています。また合併後に、旧市域の公民館と同じような形で事業をやっていく中で、事業の数がどこの公民館も増えているというような状況がございます。そういう中で、実態に合わせて報酬額の見直しを行いたいということで、今回、提案させていただきます。

実際に勤務時間の話がございましたけれども、この改正をするに当たりまして、平成25年度にどのくらい勤務時間があつたかということをお調べさせていただきます。どこの公民館も月平均10時間は超えているというような状況でございます。平均すると、藤野地区の公民館長ですと12時間ぐらい、青根公民館長は15時間ぐらいになるということがございます。そういう中で、今、それ以外の常勤職員を配置している公民館長につきましては、月額5万円ということがございます。これは概ね月50時間以上というようなことございまして、時間単価にしますと1時間1,000円ぐらいというような中で、この4つの公民館長の勤務が月平均時間で10時間を超えている中で1万円というのは妥当な数字だろうというようなことで、こうした提案をさせていただいているというような状況でございます。

永井委員長 よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

大山委員 今、公民館長の報酬にかかわるということでお話ございました。かねてより教育委員会の中で、旧津久井及び藤野地域との間のいわゆる報酬の差というのが話題になっていたと思うのです。今回は非常勤特別職職員の報酬ということですが、ほかにも何か非常勤特別職職員の報酬で、旧津久井地域と、旧市内との違いがそのまま残っているものがあつたと思うのですが、その辺は、今回の条例改正によって、ほとんど解決できたと理解してよろしいのでしょうか。

鈴木教育総務室長 もう、これで全て均等が図れるということでございます。

永井委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

永井委員長 他によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第 66 号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第 66 号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程 3、議案第 67 号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本議案は、教育長の一身上にかかわる事案でございますが、引き続き教育長に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、引き続き教育長に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第 67 号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、市長等常勤の特別職及び教育長に対する期末手当の支給割合を改定するため、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育長に係る第 3 条及び第 4 条の事項につきまして、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入ります、議案第 67 号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1 の期末手当の支給割合の改定についてでございますが、国の特別職に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、教育長の期末手当の支給割合を年間 2.95 月から 3.1 月に、0.15 月引き上げる改定をするものでございます。

なお、本条例の施行期日でございますが、上段の平成 26 年度の支給割合に係る規定につきましては、平成 26 年 12 月 1 日、下段の平成 27 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

永井委員長 特にございませんので、これより採決を行います。

議案第67号、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決されました。

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程4、議案第68号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第68号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成27年度相模原市教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

裏面の議案第68号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

第2条関係の改正の内容でございますが、新たな行政課題への確に対応し、効果的な行政運営を推進するため、市全体の職員数を10人増員し、4,650人とするものでございます。教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員につきましては、1人減員し、534人とするものでございます。

別紙、議案第68号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

表中の下段にございます教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の増減の内訳でございますが、県費負担教職員に係る権限移譲への対応として、5人を増員いたします。また、認定こども園への移行に伴う定数の移管や事務執行体制の見直しなどにより、

6人を減員いたします。以上により、差し引き1人の減とするものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 教育委員会関係で、3ページの事務事業の見直しなどということで、認定こども園への移行に伴う定数の移管ということですが、来年の4月に相模湖こども園ができるということは聞いておるのですが、具体的に何かもう少し情報がございましたら、お教えいただきたいのですが。

鈴木教育総務室長 現在、市長部局で所管しております与瀬保育園、それから教育委員会所管でございます相模湖幼稚園、これを平成27年度から一体化して、相模湖こども園とするという事務を進めております。この施設に従事する職員の定数につきましては、全て市長部局に位置付けるということから、相模湖幼稚園の幼稚園教諭を市長部局に移管するというので、現定数3名を移管するものでございます。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第68号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第68号は可決されました。

相模原市行政手続条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程5、議案第69号、相模原市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第69号、相模原市行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、来年4月1日施行される行政手続法の改正におきまして、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手續が新たに規定されたことに伴いまして、同法の趣旨に則り、同様の規定を本条例に追加することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入ります、4ページ目の参考資料1をご覧くださいと存じます。

改正の内容に入る前に、行政手続法と本市の行政手続条例の適用範囲についてご説明させていただきます。

法律に基づき自治体が行う行政処分につきましては、行政手続法が適用されますが、条例に基づく処分及び行政指導につきましては、行政手続法が適用されません。法の適用とならない処分及び行政指導につきましては、同法の趣旨に則り、必要な措置を講ずることが法46条において求められているため、本市におきましては、法と同様の手續を規定した相模原市行政手続条例を平成9年度に制定しております。したがって、法及び条例の適用範囲は、中段にございます図のようになるものでございます。

処分及び行政指導について教育委員会の具体例で申し上げますと、例えば教育財産の目的外使用許可、それから就学校の指定などにつきましては、地方自治法、あるいは学校教育法など、法律に基づき教育委員会が行う行政処分になりますので、表の法律または法律に基づく命令の処分の行政手続法を適用する欄に入ります。また、情報公開請求に対する開示・不開示の決定や、市の奨学金条例に基づき奨学金貸与者の決定など、条例に基づく行政処分、それから、例えば窓口での市民対応におけるお願いあるいは助言、教育施設の利用者へのお願いや注意、こういった日々行われている行政指導につきましては、条例が適用となるものでございます。

次に、今回の改正の内容についてご説明させていただきます。

裏面の5ページをご覧くださいと存じます。

今回の条例改正の概要を記載しておりますが、今回の条例改正は、行政手続法の改正が成立・公布されたことに伴い、法と同様の改正を行うものでございます。

条例改正のポイントは3点でございますが、全て国民の救済手續あるいは手段の充実・拡大を目的としているものでございます。

1点目は、許認可権限の根拠の明示の手續の追加でございます。行政指導に携わる者は、当該行政指導の際に市の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権

限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に当該権限の根拠法令の条項等を示さなければならぬこととするものでございます。このことにより、行政指導の手の透明化を図るとともに、関連のない許認可権限と結びつけた事実上の強制が抑止される効果も期待されるものでございます。

2点目は、行政指導の中止等の求めの手の追加でございませう。法令に違反する行為の是正を求めら行政指導であって、法律または条例にその根拠が規定されているものの相手方は、当該行政指導が当該法律または条例の規定に適合しないと思料するときは、市の機関に対し、申出書により当該行政指導の中止その他必要な措置を求めらことができることとするものでございませう。また、市の機関は、その求めがあったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととするものでございませう。このことにより、行政指導に従わないと法令違反になる旨について、市民に疑義がある場合について、市民の救済手段の充実・拡大を図るものでございませう。

3点目は、処分等の求めの手の追加でございませう。法令違反の事実がある場合において、その是正のためにされるべき条例に基づく処分または法律もしくは条例に基づく行政指導がされていないと思料する者は、市長または市の機関に対し、申出書により当該処分または行政指導を求めらことができることとするものでございませう。また、市長等または市の機関は、その求めがあったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないこととするものでございませう。このことにより、法令違反の状態を行政が把握していない、または放置しているといった場合において、市民の救済手段の充実・拡大を図るものでございませう。

次に、9ページをご覧ください。

こちらは条例の新旧対照表でございませうが、本条例の適用除外となる処分及び行政指導が列挙されており、第4号、(4)でございませうが、第4号に、学校、講習所、訓練所または研修所において、教育、講習、訓練または研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童もしくは幼児もしくはこれらの保護者、講習生、訓練生または研修生に対してされる処分・行政指導とございませう。学校における教育活動としての児童・生徒への指導は、法律上、行政指導に当たるものでございませうが、この規定により、従前より本条例の適用は除外されているものでございませう。したがって、学校における教育活動としての指導につきましては、今回、追加された規定につきましても適用されないこととなります。

なお、本条例の施行期日は、改正法の施行期日と同日の平成27年4月1日とするもの
でございます。

以上で、議案第69号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいます
よう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いい
たします。

福田委員 今回の改正というのは、市民に対する行政指導が行き過ぎないように、そのと
きには根拠を求める。または、そういうことが放置されていて、行政指導があった方がい
い場合には、そういうことを申し出ることができるということでの市民の権限、民意を尊
重するという立場からなされているように思うのですけれども、今、こういうことがなさ
れるということについて、何か背景はあるのでしょうか。

鈴木教育総務室長 大本になりますこの行政不服審査法の関連三法というのは、前回の第
186回の通常国会で提出されて、本年6月に成立・公布されましたが、その背景や根拠
というのが、正直、今、把握はできてございません。

福田委員 でも、国全体の行政の流れの中で、本市でもこれを取り上げていくというよう
な形でございますね。

鈴木教育総務室長 そうです。この制定の目的は、行政処分の公正性の向上、それから不
服申し立ての使いやすさの向上が目的とされていまして、この改正につきましては国民の
救済手段の充実・拡大を目的としています。そのきっかけとなった背景というのは、ちょ
っと現段階では把握されておりません。

福田委員 大きな行政の流れの中でということですね。

鈴木教育総務室長 はい。

永井委員長 他に質疑、ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第69号、相模原市行政手続条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決す
るにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第69号は可決されました。

専決処分の報告について

永井委員長 以上で議事は終了いたしました。事務局から報告事項があるようです。

報告事項 1 について、教育総務室からお願いします。

鈴木教育総務室長 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

市立小学校の除草作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分を行い、12 月市議会定例会において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

資料の 2 枚目をご覧ください。

この物損事故の概要についてでございますが、平成 26 年 8 月 26 日午前 10 時 30 分ごろ、相模原市緑区内の市立小学校敷地内において、学校技能員が刈払機により除草作業をしていた際、飛散した小石が隣接する市道を走行していた被害者の普通乗用車に当たり、フロントガラスを破損させたものでございます。本市の責任割合は 100%、損害賠償額につきましては 19 万 9,346 円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。

大山委員 再発防止策というところで、こういったときにはベニヤ板を張る等の防止策を講じた上で作業を行うと記載があるのですが、今までこういった作業をする場合に、あらかじめ予防策というのは指導されているのでしょうか。

鈴木教育総務室長 この防止策につきましては、各学校につきまして、刈払機取り扱い作業に係る事故防止の徹底について通知を、今年度も 9 月に出させていただきますが、今回の事故を受けまして、改めて、写真付きで、こういう対応をとっていただきたいということで、再度、各学校に通知をしたところでございます。

また通知だけではなく、学校技能員は非常勤職員でございますので、夏休み期間中等に研修も行う等、これまでも研修あるいは通知を行っておりましたが、今回、こういう事故が発生してしまったということでございます。

永井委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次に、教育委員会の主なイベント等について、お手元にご覧いただけます広報カレンダーに 11 月から 12 月はじめまでの予定がまとめてありますので、ご覧い

ただければと思います。

この件もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、最後に、次回の会議予定日ですが、12月5日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議、12月5日金曜日、午後2時30分を開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後4時22分 閉会